

報道関係各位

件 名 飯能市こども計画について**1 計画の趣旨**

本市は、平成27年3月に飯能市子ども・子育て支援事業計画（第1期）及び飯能市次世代育成支援行動計画（第3期）を「飯能市子ども・子育てワクワクプラン」として一体的に策定し、令和2年3月に第2次飯能市子ども・子育てワクワクプランとして更新、こども・子育てに関する施策を総合的に推進してきました。また、国では、令和5年4月にこども基本法が施行され、こども家庭庁が創設、同年12月にはこどもまんなか社会を基本理念とするこども大綱が閣議決定されました。

本市においても、子育て当事者の就業率の高まりや就労状況、生活スタイルの多様化に伴う保育ニーズ、核家族世帯の増加やコロナ禍の影響等による子育て当事者、こども自身からの不安や悩みの相談は複雑・多様化しており、多機関で対応・支援する事案が増加している状況です。

このたび、令和6年度末をもって、第2次飯能市子ども・子育てワクワクプランが終了することから、本市の地域の実情に合わせた、安心して子育てができる妊娠期からの継続的な支援を充実するとともに、こども・若者が自分らしく成長できるまちづくりを推進するため、こども基本法、こども大綱等の趣旨に基づき、飯能市こども計画を策定します。

2 計画の期間

令和7年度～令和11年度（5年間）

3 計画の概要**（1）基本理念**

こども・若者が多様な人格を持った個として尊重され、自己肯定感を高めることができ、自分らしく成長できるまちづくり、また、豊かな自然に恵まれた環境のなかで、一人ひとりのこども・若者が年齢や育ちに合った多様な遊びや体験の機会を通じて、自らを大切にしつつ他者を思いやる心など互いを認め合い、豊かな人間性を育んでいけるまちづくりを目指し、基本理念として「こど

も・若者が自分らしく成長できるまち「はんのう」と掲げました。

（２）計画の視点

本計画に基づく基本目標及びこども・子育て支援の施策の推進にあたり、こども基本法及びこども大綱を踏まえ、次のとおり基本的な視点を定めました。

①こどもを権利の主体として捉え、尊重する視点

こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障します。また、すべてのこども・若者が心身ともに健やかに成長することができるよう、多様な居場所の充実や一人ひとりのこどもに応じた相談支援など、こども・若者の幸せを第一に考え、こどもの利益が最大限に尊重される取組を進めます。

②妊娠期からの包括的で切れ目のない支援の視点

こどもが安定した環境で育つことができるよう、妊娠期から多様な専門職の連携による切れ目のない支援を行うとともに、こどもと家庭への必要な支援を進めます。また、それぞれの地域の中で充実した子育てができるよう、地域子育て支援拠点における事業の充実により、地域特性に配慮した取組を進めます。

③社会全体でこども・若者の育ちを応援する視点

子育てについての第一義的責任を有する保護者をはじめ、多様な担い手と行政との協働による安心・安全なまちづくりや、市民、関係機関及び関係団体等が連携してこども・若者の豊かな育ちを応援する取組を進めます。

（３）基本目標

基本目標１ こども・若者が大切にされ、豊かに育つまちづくり

基本目標２ こどもが健やかに育つ環境づくり

基本目標３ こども・若者を社会全体で応援する地域づくり

担当者	こども支援課長 須田 あゆみ
連絡先	Tel042-978-5627（直通）